

○立川市学校災害賠償補償規則（案）

平成31年4月1日教育委員会規則第1号

立川市学校災害賠償補償規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、全国市長会学校災害賠償補償保険の加入に伴い、立川市（以下、「市」という。）が設置する学校の管理下にある者が、身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合又は傷害により入院した場合、又は他人の身体や財物に損害を与えた場合の補償について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 「学校」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法第26号）に基づく「小学校・中学校」
- (2) 児童福祉法（昭和23年法第164号）に基づく保育所

2 「学校の管理下」とは、日本スポーツ振興センターの規定に準拠し、次に掲げる各号に該当する場合をいう。

- (1) 学校教育法に規定により学校が編成した教育課程に基づく授業又は児童福祉法に基づく保育所の保育を受けているとき。
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- (3) 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- (4) 通常の経路及び方法により通学するとき（住居と学校外において、第1号の授業もしくは第2号の課外授業が行われる場所又は当該場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路及び方法により往復するときを含む。）
- (5) 学校が管理する寄宿舎にあるとき。

（補償対象者）

第3条 市は、自己が設置する学校の管理下にある者が、急激且つ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入院した場合、又は他人の身体や財物に損害を与えた場合、当該学校の管理下にある者（以下、「被災者」という。）又はその者の相続人、又は損害を被った他人に対し、この「学校災害補償規則」に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 身体外部から、有毒ガス又は有害物質を偶然且つ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）。

(2) 日射又は熱射による身体の傷害

(補償金額と補償規準)

第4条 市は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその者の相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第5条 市は、直接であると間接であるを問わず、次に掲げる事由により、学校の管理下にある者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合又は入院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(2) この「学校災害補償規則」に基づき、死亡保険金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合は、補償金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産。

(6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償金を支払うものとする。

(7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的的事故によるものである場合は、補償金を支払うものとする。

(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

(9) 地震、噴火もしくは津波。

(10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染

された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性、その他の有害な特性もしくはこれらの特性による事故。

(11) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染。

(12) 被災者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故。ただし、補償金を支払わないのはその被災者の被った傷害に限る。

(13) スポーツを職業又は職務とする者が、職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故。

(14) (8)から(10)までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

2 市は、被災者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいう。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、補償金を支払わないものとする。

（この規則の適用除外）

第6条 この規則は、次に掲げる者には適用しない。

(1) 市の業務に従事中の市の使用人（市が、市の公務遂行のため委嘱した者で、公務災害補償又はこれに準ずる補償を受けるものを含む）。

（損害賠償の免責）

第7条 市は、この規則による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89条）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

（準用規則）

第8条 この規則に定めていない事実については、「全国市長会学校災害賠償補償保険特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「学校管理下災害補償特約」並びに「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払いに関する特約」の規定を準用する。

附 則（平成31年3月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	給付額
死亡給付金	100万円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 100万円から4万円
入院補償給付金	入院日数1日以上15日まで 10,000円 入院日数16日以上30日まで 20,000円 入院日数31日以上60日まで 30,000円 入院日数61日以上90日まで 40,000円 入院日数91日以上 50,000円